

住民基本台帳事務における支援措置について

鴻巣市では、下記により住民基本台帳事務における支援措置を行っています。

【支援措置の対象となる方について】

◆A～Dの暴力行為の被害者に該当し、被害者の相手方が、被害者の住所を探索する目的で住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある方

A DV（ドメスティック・バイオレンス）

…配偶者暴力防止法に規定する被害者で、暴力により生命又は心身に危害を受けるおそれがある

B ストーカー行為

…ストーカー規制法に規定する被害者で、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある

C 児童虐待

…児童虐待の防止等に関する法律に規定する被害者で、再び児童虐待を受けるおそれがある

D その他上記A～Cまでに準ずる暴力行為

※金銭や契約上のトラブルは対象となりません。

【支援措置の内容について】

◆住民基本台帳の閲覧の制限

◆現住所が記載されている「住民票の写し」等及び「戸籍の附票の写し」等の交付の制限

※戸籍謄抄本には発行制限はかけられません。

※相手方（加害者）または相手方から依頼を受けた人からの交付請求を不当な請求として原則拒否します。

※ただし、正当な理由による交付請求である場合には、請求を拒否することはできません。

※正当な理由というのは、利害関係人や有資格者（弁護士等）からの職務上必要な請求等が該当します。

※支援措置対象者は、郵送による証明書の請求や、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付申請はできません。

※住民票の広域交付申請及び戸籍謄本等の広域交付申請は利用できません。

※その他、証明書交付時の注意事項がありますので、申出時にお伝えし、承諾をいただきます。

【支援措置を受けるためには】

◆上記A～Dの被害者であり、警察署や配偶者暴力相談支援センター等の相談機関等に相談され、支援の必要性があると判断された方や、裁判所から保護命令決定書等の交付を受けている方が対象となります。

◆鴻巣市役所市民課に、「支援措置申出書」を提出し、被害内容等の確認及び支援内容の確認のための面談を行います。あらかじめご了承ください。

◆相談機関等に意見を聴取し、支援の必要性を審査した結果、支援措置の要否について決定します。

【受付時間・窓口について】

◆時間 平日 午前9時～午後4時 ◆窓口 鴻巣市役所市民課（新館1番窓口）

上記以外の時間帯は、他市町村や関係機関との連携やシステムの都合により、発行制限がかけられないため、受付できません。各支所及び市民サービスコーナー等では受付できません。

【問い合わせ先】

鴻巣市役所 市民課 支援措置担当

電話 048-541-1321（内線2432・2433）